

報 道 資 料

令和6年4月24日

県土マネジメント部まちづくり推進局
建築安全課開発指導係

担当：長谷川、岡田

(直通 0742-27-7573)

宅地防災月間に防災パトロール等を実施

奈良県では梅雨期に備えて、5月を「宅地防災月間」と定め、宅地造成によって生じるがけ崩れや土砂の流出等による災害を未然に防止し、災害のない安全なまちづくりに寄与することを目的として、次の活動を行います。

1 実施期間

令和6年5月1日（水）から5月31日（金）まで

2 活動方針

- (1) 宅地造成工事現場等における災害防止の総点検の実施
- (2) 県民の宅地防災意識の高揚

3 実施事項

(1) 宅地造成工事現場等の防災パトロール

○ 目的

工事中の災害、土砂流出等を未然に防止する目的で工事現場の防災措置について造成主または工事施工者に対して適切な指導を行います。

○ 日程

5月上旬 防災パトロール箇所を選定

5月中旬から下旬 防災パトロール実施

○ 実施方法

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課、関係土木事務所及び関係市町村の職員が工事関係者等立会のうえ実施します。

(2) 県民に対する広報活動

県民の理解を深めるため、ポスターの掲示、パンフレットの配布、県庁ホームページの活用等による広報活動を実施します。

令和6年度宅地防災年間計画

奈良県県土マネジメント部
まちづくり推進局建築安全課

【1. 目的】

宅地造成工事現場における土砂の流出や自然崖・急傾斜地・擁壁に隣接する宅地への災害を未然に防止し、災害のない安全な街づくりに寄与することを目的として「宅地防災年間計画」を定め、危険宅地の早期発見とその是正指導を行うとともに、広く県民に周知・啓発活動を行います。

【2. 活動方針】

- (1) 宅地造成工事現場における災害防止の総点検の実施
- (2) 危険宅地の早期発見と防災措置の指導
- (3) 県民の宅地防災意識の高揚

上記の活動方針に沿って、梅雨期前の5月を「宅地防災月間」と定め、各種施策及び事業を集中的に行うほか、年間を通じて危険宅地パトロール等諸事業を実施します。

【3. 事業計画】

(1) 宅地造成工事現場の防災パトロール等

工事中の災害、土砂流出等を未然に防止する目的で、宅地造成工事現場の防災パトロールを定期的に行い、防災措置について適切な指導を行います。

- ① 宅地防災月間中は、宅地造成工事現場の防災パトロールを集中的に実施します。
- ② 年末・年始の工事休止期間中及び台風等多量の降雨が予想される時期の防災措置について、造成主または工事施工者への指導を行います。

(2) 定期パトロール

危険宅地の早期発見を目的に防災パトロールを定期的に行い、防災措置について適切な指導を行います。

(3) 広報等による周知・啓発活動

宅地防災の重要性や宅地造成等規制法について、広く県民の理解を深め、防災意識の高揚を図るために、各種PR活動を行います。

- ① 宅地防災月間ポスターとパンフレット(宅地防災の手引)の配布・掲示依頼を各市町村・関係団体等に行います。
- ② ホームページ、広報誌等を利用し、周知・啓発を行います。

【4. 宅地防災月間(5月1日～5月31日)】

(1) 宅地防災パトロール

- ① 日 程 令和6年5月中旬～5月下旬
- ② 参加機関 奈良県県土マネジメント部
まちづくり推進局建築安全課
関係土木事務所
関係市町村

(2) 広報活動

- ① 関係団体、関係土木事務所及び関係市町村あてに、「宅地防災年間計画」を送付するとともに、宅地防災月間ポスターとパンフレット(宅地防災の手引)の配布・掲示依頼を行います。
- ② 宅地防災月間の実施について、事前の報道発表を行います。